

平成30年3月19日
監査委員決定

平成30年度文京区監査基本計画

1 目的

この基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び文京区監査委員条例（昭和39年3月条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

わが国の景気は雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などに留意する必要がある。

本区の財政は、納税義務者数の増や企業業績の回復基調を受け、特別区税や特別区交付金などの一般財源は増加が見込まれる。しかしながら財政基盤は景気変動の影響を受けやすい構造である一方、国による地方消費税の清算基準の見直しの影響や引き続き社会保障関係経費の増加が見込まれ、さらに施設整備等に係る経費も増えることから、今後も予断を許さない状況である。

このような中、区財政の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進を図るため、行財政運営の適正性や効率性の視点から監査等を実施するものである。また、昨年、地方自治法が改正され、監査制度の充実強化を図ることとされた。この改正主旨を踏まえ、実施にあたっては内部統制の状況やリスクの重要性に考慮して、効果的かつ効率的に行うものとする。

以上の状況を踏まえ、平成30年度の監査は次の基本方針に基づき実施していく。

- (1) 事務事業や予算執行が、法律・条例等に従って適正に処理されているか（合规性）を主眼にして、所期の目的を達成しているか（有効性）、投下した経費に見合うだけの効果を上げているか（効率性）、支出に見合う価値があるか（経済性）にも充分留意する。
- (2) 監査対象のリスクを考慮し、チェック体制など内部統制の整備・運用状況を踏まえて、リスクの重要性に応じて重点的に監査を行う。

- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく改善状況を的確に把握する。
- (4) 直ちに対応を要する事件や不適切な事例等に対しては、定期監査の中で弾力的に扱うほか、行政監査も適宜活用するなど、迅速かつ適切な対応をとる。
- (5) 監査結果等は、区民にわかりやすい内容・表現で、速やかに公表するとともに、ホームページに掲載する。

3 監査等の方針

- (1) 定期監査（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）

区の財務事務を主として、事務の執行について合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する。工事に関する監査については、計画、設計、積算及び施工等について、主に技術面から工事が適正に行われているかという観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

- (2) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

区が財政的援助等を与えている団体、出資団体及び公の施設の指定管理者に対し、その財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているか、所管課の財政援助団体等への指導及び監督が適切かを主眼として監査する。

- (3) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者の保管する現金の出納について、計数を確認し、その保管状況を検査する。また、区の財政収支と資金収支の動態を計数面から把握する。

- (4) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査）

決算書及び関係書類について計数の正確性を検証する。また、予算執行が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているか、財産は適正に管理されているか等について審査する。

- (5) 基金運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

公共料金支払基金の運用及び管理が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

- (6) 健全化判断比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定による審査）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が適正に算出されているかを審査する。

- (7) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

区の特定の事務執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、住民サービスの向上に努めているか、

行政需要の変化への対応がなされているかなどを主眼として、監査する。

- (8) その他の監査（法第199条第5項、第75条、第242条等の規定による監査等）

随時監査、住民の直接請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査その他の監査については、必要に応じ、その都度、監査計画等を策定し、実施する。

4 監査等の実施、報告・公表等

- (1) 監査等の年間計画

定期監査等年間計画を別に定める。

- (2) 監査等の通知（条例第3条第1項）

監査は、区長、関係する行政委員会等に対し、監査の種類、期日、場所等を指定し、緊急に実施する場合を除くほか、事前に通知する。

また、例月出納検査については、年度当初に一括して通知する。

- (3) 監査等の方法

① 監査は、リスクを考慮して効果的かつ効率的に実施する。

② 監査は、関係資料と帳簿、帳票等の照合及び証拠の確認等を元に、その結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

③ 監査等の結果及び関連する証拠については、適切に保存するものとする。

④ 監査等により入手又は作成した文書が外部に流出しないよう情報管理を徹底するとともに、個人情報保護を適切に図る。

⑤ 各監査等について別に実施要領を定める。

- (4) 監査結果等に関する報告（法第199条第9項、第235条の2第3項等、条例第3条第3項）

監査又は検査を終了したときは、監査又は検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定し、速やかに区議会、区長、関係する行政委員会等に提出し、送付し、通知し、又は公表する。

- (5) 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表（法第199条第12項、条例第3条第5項）

① 監査の結果に関する報告の提出を受けた区議会、区長、関係する行政委員会等から報告に基づいて措置を講じた旨の通知があったときは、当該通知に係る事項を速やかに公表する。

② 業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について区長等に適時報告を求めるよう努める。

- (6) 決算審査意見の提出（法第233条第2項、条例第3条第4項）

決算審査の意見を決定したときは、速やかに区長に提出する。

- (7) 基金運用状況審査意見の提出（法第241条第5項、条例第3条第4項）

基金運用状況審査の意見を決定したときは、速やかに区長に提出する。

- (8) 健全化判断比率に係る意見の提出（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条）

健全化判断比率に係る意見を決定したときは、速やかに区長に提出する。

5 その他

この計画に関するその他の必要事項については、その都度の協議により処理する。